

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年11月28日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2500280 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2500033 号

## 第1 結論

昭和 56 年＊月から昭和 59 年 3 月までの請求期間及び同年 9 月から昭和 61 年 5 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 36 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 56 年＊月から昭和 59 年 3 月まで  
② 昭和 59 年 9 月から昭和 61 年 5 月まで

請求期間①当時、私は大学生であったため、母親が国民年金の加入手続を行い、請求期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。また、請求期間②についても、アルバイト収入のみであったことから、母親が請求期間②の国民年金保険料を納付してくれていた。国の記録では、請求期間①及び②が未納とされているので、調査の上、納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、母親が自身の国民年金の加入手続を行い、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付した旨主張しているが、請求者は、当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について関与しておらず、これらを行ってくれたとする母親は既に亡くなっているため証言を得ることができないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、請求者の国民年金の加入手続は、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）「＊」の前後の番号が付与された任意加入被保険者に係る資格取得年月日により、昭和 62 年 10 月頃に行われたと推認され、当該加入手続が行われるまでは、請求者は国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、上記加入手続が行われた時点において、請求期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない。

加えて、請求者が請求期間①及び②において住民登録をしていたとする A 市は、保存期間経過のため請求者の国民年金に係る資料はない旨回答している。

なお、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査においても、請求者に別の国民年金番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。